

除雪機械（除雪ドーザ）購入

仕様書

宍 粟 市

除雪機械（除雪ドーザ）購入仕様書

概 要

この仕様書は、除雪機械（除雪ドーザ）購入に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については発注者（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 車名・型式

コマツ WA80-8
日立建機 ZW80S-5B
日本キャタピラー 907-14
または同等品

※上記車種は想定であり、車種を限定するものではありません。

2. 購入台数

1台（新車）

3. 性 能

(1) 最大除雪幅	1.8 m 以上
(2) 走行速度（前進）	30 km/h 以上
(3) 最大けん引力	35.0 kN 以上
(4) 運転室内騒音レベル	55 dB(A) 以下

4. 主要諸元

(1) 全 長（除雪装置地上）	6,200 mm 以下
(2) 全 幅（車両単体）	2,000 mm 以下
// （除雪装置含む）	3,100 mm 以下
(3) 全 高（黄色灯火上端まで）	3,100 mm 以下
(4) 最低地上高	300 mm 以上
(5) 最小回転半径（最外側車輪中心）	5.0 m 以下
(6) 乗車定員	1 人

5. 車 体

(1) 機 関

形 式	水冷、ディーゼル機関	
定格出力		45 kW 以上
(2) 動力伝達装置	前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする	
(3) タイヤ		
形 式	ノーマルタイヤ（メーカー標準仕様）	
(4) かじ取装置		
形 式	車体屈折式	
(5) 運転室		
構 造	全鋼製密閉形	
窓	前後面熱線ガラス仕様 (前・後)冬用ワイパーブレード付	

6. 除雪装置

形 式	サイドスライドアングリングプラウ型（着脱可能仕様） （ショックキャンセルプラウまたは反転エッジ式）	
全 幅		2,700mm 以上
切刃最大地上高さ	（ストレート時、切刃下端）	2,700mm 以上
切刃最大切込深さ	（ストレート時、切刃下端）	190mm 以下
アングリング角度	左右各30度以上（前・後方）	
スライド量		250mm 以上

7. 計器類

(1) 速度計又は機関回転計	1 式
(2) 燃料計	1 式
(3) アワーメータ	1 式
(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
(5) 水温計	1 式
(6) 充電警告灯	1 式
(7) タコグラフ（45km/日）	1 式

8. 照明装置類

(1) 前方作業灯	2 灯以上
(2) 後方作業灯	2 灯
(3) 黄色灯火（散光式）	全幅 400mm以上 1 灯

9. 付属装置及び付属品

9-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1 式
------------	-----

(2) リヤビューカメラ&モニタ	1式
(3) カーヒータ(温水式、デフロスタ付)	1式
(4) ウィンドウォッシャー(電動式)	1式
(5) 標識板(300×570mm以上、車体後部取付)	1式
(6) アンダーミラー(後)	1式
(7) バッテリディスコネクトスイッチ	1式

9-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1式
(2) 取扱説明書	1部
(3) 部品表	1部
(4) 履歴簿	1部
(5) ゼブラ型タイヤチェーン(前後輪各1組・予備各2組)	計3組
(6) 床マット	1式
(7) 標準バケツ(0.9m ³ 以上、着脱可能仕様)	1式

10. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準を準用する。道路維持作業車両として、公安委員会の許可が得られる塗装色とし、着色については受注時に監督員と協議し決定する。

また、車体の左右に「宍粟市」(サイズは概ね13cm/1文字・黒文字)と記入すること。

11. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

納車後の車検及び修繕については、納入業者に限定しない。

その都度、見積書等を徴収し、適正な価格を基本とする。

12. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

13. その他の事項

13-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

13-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

(1) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

(2) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

13-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

13-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。